

現 場 説 明 書

1 工事番号 : 令和8年度県舗補04006-003号

2 工事名 : 荒町外舗装補修工事

3 工期 : (完成予定年月日)
自 (契約締結日の翌日) 令和9年3月26日 至 日間

- 1) 施工体制事前提出方式適用工事において、工事費内訳書作成要領における所要工期は、最大で完成予定年月日までとすることができるものとします。
- 2) 総合評価落札方式適用工事において、価格以外の評価項目で「施工の手順」または「工期の設定」を求められたときは、所要工期を最大で完成予定年月日までとすることができるものとします。
- 3) 完成予定年月日について、工事請負契約締結後に宮城県議会の議決された場合、下記の完成予定年月日に変更する予定です。この場合、1)、2)の所要工期は最大で変更完成年月日までとすることができるものとします。

変更完成予定年月日

4 現場説明日時 令和年月日 時 分

(閲覧期間) (自 令和8年10月19日 至 令和8年11月2日)

5 現場説明(閲覧)場所 宮城県栗原合同庁舎3階仕様書閲覧室及び
宮城県建設工事等電子入札システム入札情報サービス

6 現場説明に対する質問及び回答について(契約書 別紙様式1号)

- 1) 本現場説明書、仕様書、特記仕様書及び図面等に対する質問は、設計図書等に関する質問書・回答書により提出して下さい。電子入札の場合は、電子入札システムの質問欄への入力により行ってください。
- 2) 1)の質問に対して、工事契約書及び変更契約書の様式の第1条第3項に沿わない場合は回答しません。

3) 質問書提出期限 令和8年10月26日

4) 質問書提出先 宮城県建設工事等電子入札システム

5) 回答日 令和8年10月29日

6) 回答場所 宮城県建設工事等電子入札システム

(1) 契約保証金の取扱いについて

契約保証金については、「工事請負契約における契約保証に関する取扱要領」及び「契約保証に関する説明事項」に基づき行うこと。

(2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、「通知書」により提出すること。

なお、「通知書」に関する詳細及び様式は、事業管理課ホームページ(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/7yousiki.html>)に掲載しております。

(3) 宮城県建設工事元請・下請適正化要綱の遵守について

工事の実施にあたって下請契約を締結する場合は「宮城県建設工事元請・下請適正化要綱(以下「要綱」という。)」を遵守し、特に次の事項に留意するとともに下請業者に対しても適切に指導すること。

- 1) 建設業法に違反する一括下請を禁止するとともに、要綱第3条の規定に定める下請発注の適正に努めること。
特に、下請発注にあたっては建設工事標準下請契約約款又は同約款に準拠した内容をもつ下請契約書により契約を締結すること。
- 2) 下請負人の選定にあたっては要綱第4条の規定に定める事項を勘案して選定すること。
- 3) 元請負人及び下請負人はそれぞれの立場で要綱第5条・第6条に定める義務を徹底すること。
特に、下請代金の支払い等については適正に行うこと。
- 4) 直接元請負人は工事現場ごとに要綱第7条に定める下請指導責任者を置き、所定の様式により「下請契約に係る書面の写し」、「下請負人指導責任者届」、「下請契約書確認書」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を速やかに提出すること。
なお、「下請契約に係る書面の写し」については提出時に発注者による原本照合を受けること。
提出後、下請契約等に変更が生じた場合も変更の内容について速やかに提出すること。
- 5) 施工中あるいは工事完成時に下請契約その他関係資料の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- 6) 不適切な下請業者を選定したり、不適切な契約を締結した場合は工事成績評価に反映するとともに、指導、助言、指名停止等の措置を講ずることがある。

(4) 建設労働者の雇用について

建設労働者の雇用にあたっては、労働条件及び福祉向上を図るため、次の事項に留意するとともに、下請業者に対しても適切に指導すること。

- 1) 労働基準法第89条に定める就業規則及び同法第108条に定める賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の確保を図ること。
- 2) 法定労働時間(週40時間)を遵守し、休日の確保及び労働時間の短縮に配慮すること。
- 3) 退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。
- 4) 工事等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の積極的な雇用を努めること。被災者等の雇用においては、上記1)～3)に留意するとともに、賃金の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。
- 5) 建設資材や建設副産物等の運搬について、貨物自動車運送事業法に基づき告示される「標準的な運賃」を参考指標とし、トラック事業者と適正な契約を締結すること。

(5) 宮城県内企業の活用について

宮城県では「富県宮城の実現」に向けて、地場産業育成対策に取り組んでいるところであり、下請負、資材調達(生コンクリート等)においては出来る限り県内企業及び県内産製品の活用に努めること。

(6) 建設業法第31条の規定による立入検査について

県では、建設工事元請・下請の適正化の徹底について要請しているところであり、適正な施工の確認と元請負人・下請負人の取引内容について建設業法第31条に基づく立入検査を実施しております。立入検査を実施する場合は、施工状況、下請契約内容、下請代金支払状況等について確認し、不適正な場合は規定により指導・勧告等を行うことがありますので承知願います。

(7) 建設業退職金共済制度について

- 1) 工事の施工にあたり建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)の対象となる労働者を雇用する場合は、建設業における生産性向上の取組として、建退共の電子申請方式を推奨しております。電子申請方式の場合は、建退共の電子申請用サイトにおいて退職金ポイント(電子掛金)を購入し、当該労働者に就労日数に応じて充当すること。証紙貼付方式の場合は、共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に貼付すること。
- 2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、建退共制度への加入促進を図ること。
- 3) 共通仕様書に基づき、工事契約締結後1か月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に掛金収納書を提出すること。
なお、当該工事で建退共制度の対象労働者を雇用しない場合や期限内に収納書を提出できない事情がある場合(契約当初は工場製作の段階で建退共制度の対象労働者を雇用しない等)には、その理由及び共済証紙の購入予定時期等を文書で提出すること。
- 4) 前号の場合又は工事請負契約額の増額変更があつた場合等において共済証紙又は退職金ポイント(電子掛金)を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。
なお、追加購入しなかったときは、その理由を文書で提出すること。
- 5) 共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は速やかに提出すること。

(8) 労働災害防止について

工事の施工にあたっては、労働災害を防止するため、次の事項に留意するとともに下請業者に対しても適切に指導すること。

- 1) 工事着手後は、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て安全訓練・研修等を実施すること。
- 2) 社内、関係機関と十分協議・打ち合わせを行い安全管理の徹底に努め、労働安全に配慮した施工に努めること。
- 3) 労働者の不安全行動防止の観点から、労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため、外部機関を利用して、建設従事者に対する安全衛生教育を積極的に実施するよう努めること。

(9) ダンプトラック等による過積載の防止等について

- 1) 工事用資材等の運搬にあたっては積載超過のないようにすること。
- 2) 過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材を購入しないこと。
- 3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造したダンプカー等が工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6) 下請契約の相手方又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- 7) 不法無線局を搭載したトラックやダンプカー等が工事現場に出入りすることのないようにすること。

(10) 下水汚泥焼却灰入りアスファルト合材の利用によるリサイクル推進について

宮城県ではリサイクル推進の一環として、アスファルト舗装工事における下水汚泥焼却灰入りアスファルト合材(以下、「灰入り合材」という。)利用への取り組みを行っています。建設リサイクルの趣旨をご理解の上この取り組みにご協力願います。

また、合材の調達予定工場が灰入り合材を製造可能である場合は、原則灰入り合材を調達するようお願いいたします。

なお、一件の工事において、灰入り合材と標準品は一緒に使用しないこととします。

(11) 現場代理人監督員支援システムについて

「ワンデーレスポンスに向けた取り組みとして」、現場代理人監督員支援システムを運用しています。受注者は工事執行上の諸事案について「工事相談票」を用い相談できるものとしております。

なお、「工事相談票」に関する詳細及び様式は事業管理課ホームページに掲載しております。

参考:

説明事項中に記載の要領、要綱等については宮城県のホームページに掲載しておりますので、ご覧下さい。

○工事請負契約における契約保証に関する取扱要領:出納局契約課>工事関連様式集(必読)

○宮城県建設工事元請・下請適正化要綱:土木部事業管理課>宮城県建設工事元請・下請適正化要綱